

議案第30号

長久手市公共用物の管理に関する条例等の一部を改正する条例に
ついて

長久手市公共用物の管理に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和8年2月19日提出

長久手市長 佐藤有美

説 明

この案を提出するのは、公共用物使用料、道路占用料及び準用河川における土地占用料を改めることに関し、長久手市公共用物の管理に関する条例等の一部を改正するため必要があるからである。

長久手市条例第 号

長久手市公共用物の管理に関する条例等の一部を改正する条例
 (長久手市公共用物の管理に関する条例の一部改正)

第1条 長久手市公共用物の管理に関する条例(昭和61年長久手町条例第11号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
別表(第7条関係) 長久手市公共用物使用料 単位 円 【別記1 参照】 備考 1～7 (略)	別表(第7条関係) 長久手市公共用物使用料 単位 円 【別記1 参照】 備考 1～7 (略)

【別記1】

改正後

使用の種類	区分	単位	使用料
法第32条第1項 第1号に掲げる工 作物	第1種電柱	1本1年につき	<u>1,300</u>
	第2種電柱	1本1年につき	<u>1,900</u>
	第3種電柱	1本1年につき	<u>2,600</u>
	第1種電話柱	1本1年につき	<u>1,100</u>
	第2種電話柱	1本1年につき	<u>1,800</u>
	第3種電話柱	1本1年につき	<u>2,500</u>
	その他の柱類	1本1年につき	<u>110</u>
	共架電線その他上 空に設ける線類	長さ1メートル1 年につき	<u>11</u>
	地下電線その他地	長さ1メートル1	<u>7</u>

	下に設ける線類	年につき	
	路上に設ける変圧器	1個1年につき	<u>1, 100</u>
	地下に設ける変圧器	使用面積1平方メートル1年につき	<u>670</u>
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個1年につき	<u>2, 200</u>
	郵便差出箱及び信書便差出箱	1個1年につき	<u>940</u>
	広告塔	表示面積1平方メートル1年につき	3, 600
	その他のもの	使用面積1平方メートル1年につき	<u>2, 200</u>
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>47</u>
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>67</u>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>100</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	130
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>200</u>

	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>270</u>
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>470</u>
	外径が0.7メートル以上1.0メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>670</u>
	外径が1.0メートル以上のもの	長さ1メートル1年につき	1,300
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		使用面積1平方メートル1年につき	<u>2,200</u>
法第32条第1項第5号に掲げる施設	上空に設ける通路	使用面積1平方メートル1年につき	1,800
	地下に設ける通路	使用面積1平方メートル1年につき	1,100
	その他のもの	使用面積1平方メートル1年につき	<u>2,200</u>
法第32条第1項第6号に掲げる施設	その他のもの	使用面積1平方メートル1月につき	360
令第7条第1号に掲げる物件	看板	表示面積1平方メートル1年につき	3,600
	標識	1本1年につき	<u>1,800</u>
令第7条第2号に		使用面積1平方メ	<u>2,200</u>

掲げる工作物		一トル1年につき	
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		使用面積1平方メートル1月につき	360
令第7条第9号に掲げる施設	建築物	使用面積1平方メートル1年につき	Aに <u>0.01</u> を乗じて得た額
	その他のもの	使用面積1平方メートル1年につき	Aに <u>0.007</u> を乗じて得た額
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	使用面積1平方メートル1年につき	Aに <u>0.01</u> を乗じて得た額
	上空に設けるもの	使用面積1平方メートル1年につき	Aに <u>0.022</u> を乗じて得た額
	その他のもの	使用面積1平方メートル1年につき	Aに <u>0.031</u> を乗じて得た額
令第7条第12号に掲げる器具		使用面積1平方メートル1年につき	Aに <u>0.025</u> を乗じて得た額

改正前

使用の種類	区分	単位	使用料
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本1年につき	<u>1,200</u>
	第2種電柱	1本1年につき	<u>1,800</u>
	第3種電柱	1本1年につき	<u>2,400</u>
	第1種電話柱	1本1年につき	<u>1,000</u>
	第2種電話柱	1本1年につき	<u>1,700</u>
	第3種電話柱	1本1年につき	<u>2,300</u>
	その他の柱類	1本1年につき	<u>100</u>

	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートル1年につき	<u>10</u>
	地下電線その他地下に設ける線類	長さ1メートル1年につき	<u>6</u>
	路上に設ける変圧器	1個1年につき	<u>1,000</u>
	地下に設ける変圧器	使用面積1平方メートル1年につき	<u>630</u>
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個1年につき	<u>2,100</u>
	郵便差出箱及び信書便差出箱	1個1年につき	<u>880</u>
	広告塔	表示面積1平方メートル1年につき	3,600
	その他のもの	使用面積1平方メートル1年につき	<u>2,100</u>
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>44</u>
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>63</u>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>94</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	130

	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>190</u>
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>250</u>
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>440</u>
	外径が0.7メートル以上1.0メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>630</u>
	外径が1.0メートル以上のもの	長さ1メートル1年につき	1,300
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		使用面積1平方メートル1年につき	<u>2,100</u>
法第32条第1項第5号に掲げる施設	上空に設ける通路	使用面積1平方メートル1年につき	1,800
	地下に設ける通路	使用面積1平方メートル1年につき	1,100
	その他のもの	使用面積1平方メートル1年につき	<u>2,100</u>
法第32条第1項第6号に掲げる施設	その他のもの	使用面積1平方メートル1月につき	360
令第7条第1号に掲げる物件	看板	表示面積1平方メートル1年につき	3,600

	標識	1本1年につき	<u>1,700</u>
令第7条第2号に掲げる工作物		使用面積1平方メートル1年につき	<u>2,100</u>
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		使用面積1平方メートル1月につき	360
令第7条第9号に掲げる施設	建築物	使用面積1平方メートル1年につき	Aに <u>0.011</u> を乗じて得た額
	その他のもの	使用面積1平方メートル1年につき	Aに <u>0.008</u> を乗じて得た額
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	使用面積1平方メートル1年につき	Aに <u>0.011</u> を乗じて得た額
	上空に設けるもの	使用面積1平方メートル1年につき	Aに <u>0.023</u> を乗じて得た額
	その他のもの	使用面積1平方メートル1年につき	Aに <u>0.033</u> を乗じて得た額
令第7条第12号に掲げる器具		使用面積1平方メートル1年につき	Aに <u>0.033</u> を乗じて得た額

(長久手市道路占用料条例の一部改正)

第2条 長久手市道路占用料条例(昭和61年長久手町条例第12号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
別表(第2条関係) 長久手市道路占用料	別表(第2条関係) 長久手市道路占用料

単位 円	単位 円
【別記2 参照】	【別記2 参照】
備考	備考
1～7 (略)	1～7 (略)

【別記2】

改正後

占用物件の種類	区分	単位	占用料
法第32条第1項 第1号に掲げる工 作物	第1種電柱	1本1年につき	<u>1,300</u>
	第2種電柱	1本1年につき	<u>1,900</u>
	第3種電柱	1本1年につき	<u>2,600</u>
	第1種電話柱	1本1年につき	<u>1,100</u>
	第2種電話柱	1本1年につき	<u>1,800</u>
	第3種電話柱	1本1年につき	<u>2,500</u>
	その他の柱類	1本1年につき	<u>110</u>
	共架電線その他上 空に設ける線類	長さ1メートル1 年につき	<u>11</u>
	地下電線その他地 下に設ける線類	長さ1メートル1 年につき	<u>7</u>
	路上に設ける変圧 器	1個1年につき	<u>1,100</u>
	地下に設ける変圧 器	占用面積1平方メ ートル1年につき	<u>670</u>
	変圧塔その他これ に類するもの及び 公衆電話所	1個1年につき	<u>2,200</u>
	郵便差出箱及び信 書便差出箱	1個1年につき	<u>940</u>

	広告塔	表示面積 1 平方メートル1 年につき	3, 6 0 0
	その他のもの	占用面積 1 平方メートル1 年につき	<u>2, 2 0 0</u>
法第 3 2 条第 1 項 第 2 号に掲げる物 件	外径が 0. 0 7 メートル未満のもの	長さ 1 メートル 1 年につき	<u>4 7</u>
	外径が 0. 0 7 メートル以上 0. 1 メートル未満のもの	長さ 1 メートル 1 年につき	<u>6 7</u>
	外径が 0. 1 メートル以上 0. 1 5 メートル未満のもの	長さ 1 メートル 1 年につき	<u>1 0 0</u>
	外径が 0. 1 5 メートル以上 0. 2 メートル未満のもの	長さ 1 メートル 1 年につき	1 3 0
	外径が 0. 2 メートル以上 0. 3 メートル未満のもの	長さ 1 メートル 1 年につき	<u>2 0 0</u>
	外径が 0. 3 メートル以上 0. 4 メートル未満のもの	長さ 1 メートル 1 年につき	<u>2 7 0</u>
	外径が 0. 4 メートル以上 0. 7 メートル未満のもの	長さ 1 メートル 1 年につき	<u>4 7 0</u>
	外径が 0. 7 メートル以上 1. 0 メートル未満のもの	長さ 1 メートル 1 年につき	<u>6 7 0</u>
	外径が 1. 0 メートル以上	長さ 1 メートル 1 年につき	1, 3 0 0

	ル以上のもの	年につき	
法第32条第1項 第3号及び第4号 に掲げる施設		占用面積1平方メ ートル1年につき	<u>2,200</u>
法第32条第1項 第5号に掲げる施 設	上空に設ける通路	占用面積1平方メ ートル1年につき	1,800
	地下に設ける通路	占用面積1平方メ ートル1年につき	1,100
	その他のもの	占用面積1平方メ ートル1年につき	<u>2,200</u>
法第32条第1項 第6号に掲げる施 設	その他のもの	占用面積1平方メ ートル1月につき	360
令第7条第1号に 掲げる物件	看板	表示面積1平方メ ートル1年につき	3,600
	標識	1本1年につき	<u>1,800</u>
令第7条第2号に 掲げる工作物		占用面積1平方メ ートル1年につき	<u>2,200</u>
令第7条第4号に 掲げる工事用施設 及び同条5号に掲 げる工事用材料		占用面積1平方メ ートル1月につき	360
令第7条第9号に 掲げる施設	建築物	占用面積1平方メ ートル1年につき	Aに <u>0.01</u> を乗 じて得た額
	その他のもの	占用面積1平方メ ートル1年につき	Aに <u>0.007</u> を乗 じて得た額
令第7条第11号 に掲げる応急仮設	トンネルの上又は 高架の道路の路面	占用面積1平方メ ートル1年につき	Aに <u>0.01</u> を乗 じて得た額

建築物	下に設けるもの		
	上空に設けるもの	占用面積1平方メートル1年につき	Aに <u>0.022</u> を乗じて得た額
	その他のもの	占用面積1平方メートル1年につき	Aに <u>0.031</u> を乗じて得た額
令第7条第12号に掲げる器具		占用面積1平方メートル1年につき	Aに <u>0.025</u> を乗じて得た額

改正前

占用物件の種類	区分	単位	使用料
法第32条第1項第1号に掲げる工 作物	第1種電柱	1本1年につき	<u>1,200</u>
	第2種電柱	1本1年につき	<u>1,800</u>
	第3種電柱	1本1年につき	<u>2,400</u>
	第1種電話柱	1本1年につき	<u>1,000</u>
	第2種電話柱	1本1年につき	<u>1,700</u>
	第3種電話柱	1本1年につき	<u>2,300</u>
	その他の柱類	1本1年につき	<u>100</u>
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートル1年につき	<u>10</u>
	地下電線その他地下に設ける線類	長さ1メートル1年につき	<u>6</u>
	路上に設ける変圧器	1個1年につき	<u>1,000</u>
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートル1年につき	<u>630</u>
	変圧塔その他これに類するもの及び	1個1年につき	<u>2,100</u>

	公衆電話所		
	郵便差出箱及び信書便差出箱	1個1年につき	<u>880</u>
	広告塔	表示面積1平方メートル1年につき	3,600
	その他のもの	占用面積1平方メートル1年につき	<u>2,100</u>
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>44</u>
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>63</u>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>94</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	130
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>190</u>
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>250</u>
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>440</u>
	外径が0.7メートル以上1.0メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>630</u>

	ル以上1.0メートル未満のもの	年につき	
	外径が1.0メートル以上のもの	長さ1メートル1年につき	1,300
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占用面積1平方メートル1年につき	<u>2,100</u>
法第32条第1項第5号に掲げる施設	上空に設ける通路	占用面積1平方メートル1年につき	1,800
	地下に設ける通路	占用面積1平方メートル1年につき	1,100
	その他のもの	占用面積1平方メートル1年につき	<u>2,100</u>
法第32条第1項第6号に掲げる施設	その他のもの	占用面積1平方メートル1月につき	360
令第7条第1号に掲げる物件	看板	表示面積1平方メートル1年につき	3,600
	標識	1本1年につき	<u>1,700</u>
令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積1平方メートル1年につき	<u>2,100</u>
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メートル1月につき	360
令第7条第9号に掲げる施設	建築物	占用面積1平方メートル1年につき	Aに <u>0.011</u> を乗じて得た額

	その他のもの	占用面積1平方メートル1年につき	Aに <u>0.008</u> を乗じて得た額
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占用面積1平方メートル1年につき	Aに <u>0.011</u> を乗じて得た額
	上空に設けるもの	占用面積1平方メートル1年につき	Aに <u>0.023</u> を乗じて得た額
	その他のもの	占用面積1平方メートル1年につき	Aに <u>0.033</u> を乗じて得た額
令第7条第12号に掲げる器具		占用面積1平方メートル1年につき	Aに <u>0.033</u> を乗じて得た額

(長久手市準用河川の流水占用料等に関する条例の一部改正)

第3条 長久手市準用河川の流水占用料等に関する条例(平成12年長久手町条例第18号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
別表(第3条関係)	別表(第3条関係)
1 (略)	1 (略)
2 土地占用料	2 土地占用料
【別記3 参照】	【別記3 参照】
3 (略)	3 (略)
備考	備考
1～5 (略)	1～5 (略)

【別記3】

改正後

占用の種類	単位	土地占用料の額
-------	----	---------

第1種電柱	1本1年につき	<u>1,300円</u>
第2種電柱		<u>1,900円</u>
第3種電柱		<u>2,600円</u>
第1種電話柱		<u>1,100円</u>
第2種電話柱		<u>1,800円</u>
第3種電話柱		<u>2,500円</u>
共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートル1年につき	<u>11円</u>
その他のもの	占用面積1平方メートル1年につき	<u>2,200円</u>

改正前

占用の種類	単位	土地占用料の額
第1種電柱	1本1年につき	<u>1,200円</u>
第2種電柱		<u>1,800円</u>
第3種電柱		<u>2,400円</u>
第1種電話柱		<u>1,000円</u>
第2種電話柱		<u>1,700円</u>
第3種電話柱		<u>2,300円</u>
共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートル1年につき	<u>10円</u>
その他のもの	占用面積1平方メートル1年につき	<u>2,100円</u>

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案の概要

1 改正の趣旨

この条例は、公共用物使用料、道路占用料及び準用河川における土地占用料を改めることに関し、長久手市公共用物の管理に関する条例等の一部を改正するものです。

(背景・目的) 愛知県道路占用料条例が一部改正され、道路占用料等の額が改定されたことから、本市においてもこれに準じ、占用料等の額の改定を行うものです。

2 改正の内容

(1) 第1条

公共用物使用料の額を改めること。(別表関係)

(2) 第2条

道路占用料の額を改めること。(別表関係)

(3) 第3条

ア 準用河川における土地占用料の額を改めること。(別表関係)

イ 所要の規定の整理を行うこと。

3 今後の影響

条例の改正により、より実態に合った占用料及び使用料となります。

4 附則について

この条例は、令和8年4月1日から施行するものとします。